

花咲スポーツ公園再整備事業アドバイザー業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和7年4月23日

旭川市長 今津寛介

第1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階
旭川市観光スポーツ部スポーツ施設整備課
電話 0166-25-9864
FAX 0166-26-8624
電子メールアドレス spo-seibi@city.asahikawa.lg.jp

第2 業務概要

- 1 業務名
花咲スポーツ公園再整備事業アドバイザー業務
- 2 業務内容
 - (1) 事業方式の選定に係る支援
 - (2) 募集書類の作成
 - (3) 募集書類への質問及び意見に対する回答支援
 - (4) 事業者提案の審査支援
 - (5) 選定委員会の運営支援
 - (6) 契約締結に係る支援
 - (7) 条例改正等への対応
- 3 履行期間
契約を締結した日から令和8年10月30日まで
- 4 提案上限額
令和7年度 金34,748千円（消費税及び地方消費税の額を含む）
令和8年度 金26,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

第3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たす事業者とする。

- 1 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において営業種目「市場調査等業務（3330）」取扱品目「市場・経済調査（3331）」及び「費用便益分析調査（3334）」に登録している者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 5 過去5年間に国又は地方自治体におけるPFIアドバイザー業務等の官民連携事業支援業務の実績を有すること。

第4 実施要領等の交付期間及び方法

花咲スポーツ公園再整備事業アドバイザー業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

- 1 交付期間

令和7年4月23日（水）から令和7年5月13日（火）まで

2 交付方法

第1の場所で交付するほか、旭川市のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページURL

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d081700.html>

第5 参加手続等

1 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和7年5月13日（火）午後5時まで
- (2) 提出場所 第1に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は、宛名を「第1 契約担当部局」のとおりとした上で、書留等の発送及び受領の記録が確認できる方法によるものとし、期限までに到着した書類を有効とする。

2 参加資格の確認等

第3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

3 企画提案書の提出

2で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和7年5月26日（月）午後5時まで
- (2) 提出場所 第1に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は、宛名を第1で示したとおりとした上で書留等の発送及び受領の記録が確認できる方法によるものとし、期限までに到着した書類を有効とする。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第7 受託候補者の特定

花咲スポーツ公園再整備事業アドバイザー業務公募型プロポーザル審査会設置要領に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

第8 契約に関する基本事項

1 契約の締結

第7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合であっても、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規程に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否 要する。

4 支払条件

本業務の各年度の支払上限額は次のとおりとする。

令和7年度 金34,748千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

令和8年度 金26,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

第9 その他

1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

2 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

3 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

4 提出された書類は返還しない。

5 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

6 詳細は実施要領等による。